7	削除
8	削除

［9・10　略］

7	(1)　神奈川県鎌倉市大船1765―1　(94.70) (2)　神奈川県横浜市戸塚区戸塚町463―1　(56.00)	北緯35度21分00秒東経139度32分34秒の地点と北緯35度22分14秒東経139度32分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度22分28秒東経139度32分03秒の地点と北緯35度22分59秒東経139度31分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度23分09秒東経139度31分49秒の地点と北緯35度23分12秒東経139度31分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　神奈川県藤沢市南藤沢18―10　(53.90) (2)　神奈川県鎌倉市大船1765―1　(94.70)	北緯35度20分12秒東経139度29分26秒の地点と北緯35度20分26秒東経139度30分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度20分27秒東経139度30分27秒の地点と北緯35度21分00秒東経139度32分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［9・10　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十三　平成三十一年総務省告示第九十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～17　略］		
18	(1)　滋賀県甲賀市水口町春日2638　(239.00) (2)　滋賀県東近江市愛東外町字明神ヶ嶽1260―4　(491.00)	北緯35度00分26秒東経136度08分36秒の地点と北緯35度05分44秒東経136度18分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

改正前		
［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～17　同左］		
18	(1)　滋賀県甲賀市水口町春日2638　(239.30) (2)　滋賀県東近江市愛東外町字明神ヶ嶽1260―4　(491.00)	北緯35度00分26秒東経136度08分36秒の地点と北緯35度05分44秒東経136度18分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域